

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p style="text-align: right;">平成 16 年 4 月 7 日 1 6 経教 規則第 2 号</p> <p>第 1 条～第 7 4 条 省略</p> <p>( 専門職学位課程の修了 )</p> <p>第 7 4 条の 2 技術経営研究科の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第 6 6 条第 3 項に規定する単位を修得した者については、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。</p> <p>第 7 5 条～第 1 1 1 条 省略</p>	<p>第 1 条～第 7 4 条 省略 ( 現行どおり )</p> <p>( 専門職学位課程の修了 )</p> <p>第 7 4 条の 2 技術経営研究科の専門職学位課程に標準修業年限以上在学し、専攻の教育課程に従い第 6 6 条第 3 項に規定する単位を修得した者については、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が課程の修了を認定し、学長がこれを認証する。<u>ただし、在学期間に関しては、第 7 9 条の規定により、当該研究科に入学する前に修得した単位( 学校教育法第 1 0 2 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。 ) を当該研究科において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 7 5 条～第 1 1 1 条 省略 ( 現行どおり )</p>	

附 則 ( 2 1 教規則第 2 3 号 )

この規則は、平成 2 1 年 9 月 2 8 日から施行する。